

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	規 則	ペー ジ
○	北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【産業経済局農林水産部水産課】	2824
○	北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部水産課】	2825
告 示		
○	J R折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域の区域変更【建設局総務部管理課】	2832
○	障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	2833
○	障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定（2件）【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	2834
公 告		
○	開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	2836
○	請負契約に係る一般競争入札の公告（3件）【契約室契約課】	2837
上下水道局		
○	請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【上下水道局総務経営部総務課】	2843
病 院 局		
○	請負契約に係る一般競争入札の公告【病院局医療センター事務局管理課】	2853

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則

- 1 脇田漁港フィッシャリーナの利用等に係る様式を定めることにしました。
- 2 甲種漁港施設の占用等の許可の基準を定めることにしました。
- 3 脇田漁港フィッシャリーナを使用する船舟の入港又は出港の時間を指定することができることにしました。
- 4 脇田漁港フィッシャリーナの交流棟の交流室の冷暖房設備使用料を30分又はその端数ごとに140円とすることにしました。
- 5 脇田漁港フィッシャリーナの供用時間及び休業日を次のとおり定めることにしました。

区分	供用時間	休業日
長期係留棧橋 一時係留棧橋	午前0時から午後12時まで	(1) 火曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
交流棟	午前8時30分から午後5時まで	(1) 火曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

この規則は、平成24年11月1日から施行することにしました。

北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第80号

北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例（平成24年北九州市条例第31号）の施行期日は、平成24年11月1日とする。

北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第81号

北九州市漁港管理規則の一部を改正する規則

北九州市漁港管理規則（昭和39年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第4号様式」の次に「（漁港環境整備施設（脇田漁港フィッシャリーナの交流棟に限る。）の利用に係る届出については、第4号様式の2）」を加える。

第9条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条第1項中「第8号様式」の次に「（船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナに限る。以下同じ。）の使用に係る許可申請については、第8号様式の2）」を加え、同条第2項中「第9号様式」の次に「（船舶保管施設の使用に係る許可申請については、第9号様式の2）」を加える。

第10条中「第10号様式」の次に「（船舶保管施設の使用に係る届出については、第10号様式の2）」を加える。

第18条を第21条とし、第15条から第17条までを3条ずつ繰り下げ、第14条を第15条とし、同条の次に次の2条を加える。

（船舟の出入港の時間）

第16条 市長は、漁港の区域内において船舟の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、船舶保管施設を使用する船舟の入港又は出港の時間を指定することができる。

（冷暖房設備使用料）

第17条 条例別表第1の交流室の冷暖房設備の使用料に係る市長が定める額は、30分又はその端数ごとに140円とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（占用等の許可の基準）

第14条 市長（指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第1項若しくは第4項又は条例第11条第1項若しくは第4項の規定による許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 甲種漁港施設の設置の目的に反するとき。
- （3） 甲種漁港施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められると

き。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲種漁港施設の管理上支障があると認められるとき。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分		供用時間	休業日
釣り台付き遊歩道		(1) 1月から 3月まで 午前7時から 午後5時まで (2) 4月から 10月まで 午前6時から 午後7時まで (3) 11月及 び12月 午前6時から 午後6時まで	(1) 火曜日 (2) 12月29日 から翌年の1月3日 までの日
船舶保管施設	長期係留栈橋	午前0時から午後 12時まで	(1) 火曜日 (2) 12月29日 から翌年の1月3日 までの日
	一時係留栈橋		
漁港環境整備施設（脇田漁港フィッシャリーナの交流棟に限る。）		午前8時30分から午後5時まで	(1) 火曜日 (2) 12月29日 から翌年の1月3日 までの日

備考 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間又は休業日を変更することができる。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第6条関係）

漁港環境整備施設（脇田漁港フィッシャリーナ交流棟）利用届

年 月 日

北九州市長 様

住所

届出者

氏名又は名称

㊟

電話番号

次のとおり交流棟を利用したいので、北九州市漁港管理条例第9条第1項の規定により届け出ます。

利用施設の名称		漁港環境整備施設（脇田漁港フィッシャリーナ交流棟）	
利用区分	交流室		
	流し台		台
	調理用コンロ		台
	電気コンセント		個
	冷暖房設備		
利用の目的			
利用年月日		年	月 日
利用時間		時から	時間
		時まで	
使用料		※ 円	
		※内訳	
		交流室	円
		流し台	円
		調理用コンロ	円
		電気コンセント	円
		冷暖房設備	円

備考

- 1 利用区分は、利用するものを○で囲むこと。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号様式の 2 (第 9 条関係)

船舶保管施設 (脇田漁港フィッシャリーナ) 使用許可申請書

年 月 日

北九州市長 様

申請者 住所

(フリガナ)

氏名又は名称



次のとおり船舶保管施設 (脇田漁港フィッシャリーナ) を使用したいので、北九州市漁港管理条例第 11 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

使用施設の名称	船舶保管施設 (脇田漁港フィッシャリーナ)			
区分	長期係留棧橋 ・ 一時係留棧橋			
使用の場所				
使用する 船舶	船名			
	船舶の種類			
	船舶の大きさ	登録長: m	登録幅: m	喫水: m
	船舶検査済票の番号			
	所有者名			
使用の目的				
使用の期間	年 月 日から		間	
	年 月 日まで			
緊急時連絡先	電話番号			
法人管理責任者 (申請者が法人の場合に記入)	役職 氏名 勤務地の住所 勤務地の電話番号			
添付書類	使用登録者届 (備考参照) 役員名簿 (申請者が法人の場合) 登記事項証明書 (申請者が法人の場合) 住民票 小型船舶操縦免許証の写し 誓約書 小型船舶登録事項証明書の写し 船舶検査証書の写し 賠償責任保険証書の写し 船舶の側面全景写真 係留船舶全長が確認できる書類			

備考 使用する船舶の共同使用者、共同所有者又は法人管理責任者がいる場合にあつては、使用登録者届を提出すること。

(日本工業規格A4)

第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2（第9条関係）

船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）使用期間更新許可申請書

年 月 日

北九州市長 様

申請者 住所

（フリガナ）

氏名又は名称

㊞

次のとおり船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）を継続して使用したいので、北九州市漁港管理条例第11条第4項の規定により関係書類を添えて申請します。

使用施設の名称		船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）	
区分		長期係留棧橋 ・ 一時係留棧橋	
使用の場所			
使用許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
使用する 船舶	船舶名		
	船舶の種類		
	船舶の大きさ	登録長： m	登録幅： m 喫水： m
	船舶検査済票の番号		
	所有者名		
使用の目的			
使用更新期間		年 月 日から 年 月 日まで	間
緊急時連絡先		電話番号	
法人管理責任者 （申請者が法人の場合に記入）		役職 氏名 勤務地の住所 勤務地の電話番号	
添付書類		使用登録者届（備考参照） 役員名簿（申請者が法人の場合） 登記事項証明書（申請者が法人の場合） 住民票 小型船舶操縦免許証の写し 誓約書 小型船舶登録事項証明書の写し 船舶検査証書の写し 賠償責任保険証書の写し	

備考 使用する船舶の共同使用者、共同所有者又は法人管理責任者がいる場合にあっては、使用登録者届を提出すること。

（日本工業規格A4）

第10号様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2（第10条関係）

船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）使用廃止届

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住所

（フリガナ）

氏名又は名称

㊟

電話番号

北九州市漁港管理条例第11条第5項の規定により届け出ます。

使用施設の名称	船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）
区分	長期係留棧橋 ・ 一時係留棧橋
使用の場所	
使用許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用廃止年月日	年 月 日
使用廃止の理由	
船名	
船舶検査済票の番号	
所有者名	
その他参考事項	

（日本工業規格A4）

付 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

北九州市告示第389号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第8条第4項の規定によりJR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域の区域を変更するので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月31日

北九州市長 北橋健治

- 1 区域を変更する自転車放置禁止区域の名称
JR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域
- 2 変更後の自転車放置禁止区域の区域図



- 3 自転車放置禁止区域の変更年月日
平成24年11月1日

北九州市告示第 390 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 10 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
ファーマシー藤田薬局	北九州市八幡西区藤田三丁目 3 番 16 号	閉局のため	平成 24 年 9 月 16 日
古賀薬局	北九州市若松区本町一丁目 7 番 39 号	開設者変更のため	平成 24 年 9 月 30 日
エフケー薬局	北九州市若松区下原町 4 番 7 号	開設者変更のため	平成 24 年 9 月 30 日

北九州市告示第 3 9 1 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
古賀薬局	北九州市若松区本町一丁目 7 番 3 9 号	平成 2 4 年 1 0 月 1 日
エフケー薬局	北九州市若松区下原町 4 番 7 号	平成 2 4 年 1 0 月 1 日

北九州市告示第392号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
サンキュードラッグ稲積薬局	北九州市門司区稲積一丁目11番11号	平成24年11月1日

2 調剤（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
タカラ薬局黒崎	北九州市八幡西区西神原町1番27号	平成24年11月1日

北九州市公告第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成24年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区真名子二丁目416番1のうち、417番2、419番1、419番5のうち、419番10、419番14、419番18、419番19、420番1のうち及び435番2	北九州市小倉南区重住二丁目6番75号 社会福祉法人絆の会 理事 中川 昇
北九州市若松区大字頓田1443番10	北九州市八幡西区藤原一丁目1番6号 渡邊 悟
北九州市門司区大字吉志323番1及び324番1のうち	北九州市戸畑区一枝四丁目1番2-304号 李 新林

北九州市公告第766号

一般競争入札により、中央卸売市場青果棟低温卸売場整備機械工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	中央卸売市場青果棟低温卸売場整備機械工事
	工事場所	北九州市小倉北区西港町94番地の9
	工事内容	青果棟卸売場内に低温卸売場を整備するもの
	工期	請負契約締結の日から平成25年3月29日まで
	予定価格	1,781万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した管工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）で平成24年10月29日から同年11月20日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	本件管工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年11月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年11月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成24年11月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで （2） 平成24年11月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年11月20日 午前9時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	

9 その他	<p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p>	

北九州市公告第767号

一般競争入札により、中央卸売市場青果棟1階共用部分省エネ照明改修工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月31日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	中央卸売市場青果棟1階共用部分省エネ照明改修工事
	工事場所	北九州市小倉北区西港町94番地の9
	工事内容	青果棟1階共用部分の照明をLED照明に改修するもの
	工期	請負契約締結の日から90日間
	予定価格	1,336万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
	手持工事等	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>(2) Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で平成24年10月29日から同年11月20日までの間に開札するもの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>
技術者	本件電気工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	<p>(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。</p>	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年11月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年11月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成24年11月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで	
	(2) 平成24年11月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年11月20日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>	

9 その他	<p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p>	

北九州市公告第768号

一般競争入札により、北九州市エコタウンセンター太陽光発電設備等設置工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月31日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	北九州市エコタウンセンター太陽光発電設備等設置工事
	工事場所	北九州市若松区向洋町10番地の20
	工事内容	太陽光発電設備等設置工事
	工期	請負契約締結の日から平成25年3月29日まで
	予定価格	2,262万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	登録	建設工事事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。 手持工事等 (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で平成24年10月29日から同年11月20日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	本件電気工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人面において関連がないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年11月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年11月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成24年11月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 平成24年11月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年11月20日 午前9時10分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	

(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。

注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。